

税負担と労働供給

別所俊一郎

(一橋大学講師)

所得への税は日本においても基幹税のひとつであり、労働所得からの税収はかなりの比率を占めると考えられる。労働所得への課税は、労働供給やそれにまつわる行動変化を誘発する可能性がある。本稿では、日本の所得税の変遷を概観するとともに、税の労働供給等への効果の実証分析の論点を示して、労働供給の賃金弾力性の推定値を提示する。70年代後半から2000年代前半まで、勤労意欲・事業意欲を阻害しないためとして、日本の労働所得税の累進性は緩和され、高所得者層に対する限界税率は引き下げられてきた。標準的な余暇-消費選択の枠組みでは、税制の変化は所得効果・代替効果を通じて、時間で表される労働供給量を変化させる。この経路以外にも、時間を通じて、世帯内で、あるいは労働強度の変化を通じて、さらに一般均衡的な効果を通じて、資源配分を変化させる可能性がある。税制以外に市場の歪みがあれば、税制の効果は増幅されたり相殺されたりするかもしれないし、労働者は税制をよく知らないのかもしれない。労働供給の変化は、労働時間の変化 (intensive margin) を誘発するだろうが、労働参加も変化 (extensive margin) するだろう。本稿では税制の変化が労働時間に与える効果を検証するため労働供給の非補償弾力性を推定し、男性で0.079、女性で0.342という値を得、extensive marginの重要性を確認した。

目次

- I はじめに
- II これまでの税制改革
- III 労働供給への影響
- IV おわりに

I はじめに

所得への税は日本においても基幹税のひとつであり、2010年度予算においては国税・地方税合わせてその税収は23.9兆円と見込まれ、労働所得からの税収はかなりの比率を占めると考えられる。労働所得への課税は、労働供給やそれにまつわる行動変化を誘発する可能性がある。それゆえ、税制の労働供給等への影響は経済学において重要な論点であり、その影響の経路や大きさにつ

いて国内でも海外でも、理論的にも実証的にも、静学的な観点からも動学的な観点からも、数多くの分析が行われてきた。

日本の所得税は、所得額によって限界税率が異なる累進税制を採用している。税率やその区切り、控除の額は毎年の税制改正で議論され、変更されてきた。本稿の第1の目的は、70年代後半以降の税制改正の流れを記述し、それら改正が限界税率・平均税率に与えた影響を概観することにある。目的の第2は、税が労働供給等に影響する経路を整理し、とくに税の累進性に注目して、既存研究のいくつかをまとめることにある。第3は、税が労働供給に与える効果を表す変数の1つである労働供給の賃金の弾力性の推定結果を示すことである。

70年代後半から2000年代前半まで、勤労意

欲・事業意欲を阻害しないためとして、日本の労働所得税の累進性は緩和され、高所得者層に対する限界税率は引き下げられてきた。標準的な余暇－消費選択の枠組みでは、税制の変化は所得効果・代替効果を通じて労働供給量を変化させる。この経路以外にも、時間を通じて、世帯内で、あるいは労働強度の変化を通じて、さらに一般均衡的な効果を通じて、資源配分を変化させる可能性がある。税制以外に市場の歪みがあれば、税制の効果は増幅されたり相殺されたりするかもしれないし、労働者は税制をよく知らないのかもしれない。労働供給の変化は、労働時間の変化 (intensive margin) を誘発するだろうが、労働参加も変化 (extensive margin) するだろう。税制の評価に当たってはこれらの効果の実証的な評価が欠かせない。本稿では、その1段階として労働供給の非補償弾力性を推定し、男性で0.079、女性で0.342という値を得た。

本稿の構成は以下のとおりである。つづくⅡでは、70年代半ば以降の所得税の変化について概観する。Ⅲでは税負担と労働供給についての先行研究を概観する。Ⅳはまとめに充てられる。

Ⅱ これまでの税制改革

1970年から2010年までの10年ごとの、国税としての所得税、地方税としての住民税の制度の変遷は表1に示したとおりである。他の税制と同じく、所得税制度も毎年のように改正されている。税制全体の変遷については、たとえば石(2008)を参照せよ。

1 制度改正：80年代まで

第2次大戦後の所得税制では、シャープ勧告を受けた「包括的所得税」の理念のもとで、垂直的公平性に重点が置かれていた。国税である所得税の最高税率は、シャープ勧告後の53年には65%であったが、57年、62年に引き上げられて75%になっていた。所得税率の区切りの数(ブラケット数)については、53年には11であったものが、次第に区切りの刻みが細くなり、70年には19となった。70年時点で見ると、地方税である道

府県住民税の所得割のブラケット数は2(2%と4%)であったものの、市町村住民税の所得割のブラケット数は13であり、最高税率は14%であった。したがって、国税と地方税を合わせた所得税の表面的な最高税率は93%に達していた。70年代半ばまで、高度経済成長は巨額の自然増収をもたらし、所得税は毎年のように、人的控除の拡充等によって減税されていた。

石油危機以降、成長率が鈍化し財政赤字が累増したため、直間比率の是正や大型間接税の導入を含む税制の見直しが議論されるようになった。所得税については、強い累進構造と所得捕捉のアンバランスさから、中堅サラリーマン層を中心に重税感や不公平感が広がってきた。大型間接税の導入が挫折するなかで、所得税は物価上昇に対応して人的控除や給与所得控除の拡充によって減税された。

82年に発足した中曽根内閣は「増税なき財政再建」を掲げ、84年度には人的控除の拡充、最高税率の引下げ(75%→70%)、ブラケット数の削減(19→15)による所得税減税を、法人税・間接税の増税との組み合わせで実施した。政府税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申(86年10月)」の「広く薄い負担を求める税制は、おのずから簡素なものとなり、また、民間経済に対する介入を極力避けて中立的に対処することによって経済の活性化に資することになる」という考え方に従い、87年度に最高税率を70%から60%に引き下げ、ブラケット数を15から2年かけて6にまで縮減した。

後を襲った竹下内閣も税制の抜本改革に取り組んだ。89年改正では消費税導入とともに、サラリーマンの重税感・不公平感を解消するためとして所得税が減税された。最高税率はさらに引き下げられ(60%→50%)、ブラケット数も6から5へと減少した。中曽根－竹下税制改革では住民税所得割の税率構造のフラット化もすすめられた。市町村住民税の所得割のブラケット数は13から3まで縮減され、最高税率も道府県住民税について4%、市町村住民税について11%となったため、国税と地方税を合わせた所得税の表面的な最高税率は65%まで引き下げられた。

表1 所得税制の変遷：1970～2010

	1970	1980	1990	2000	2010
所得税所得控除					
基礎控除	17.75万円	29万円	35万円	38万円	38万円
配偶者控除	17.75万円	29万円	35万円	38万円	38万円
配偶者特別控除	なし	なし	35万円	38万円	38万円
扶養控除	11.5万円	29万円	35万円	38万円	38万円
所得税率					
	30万円以下 10%	60万円以下 10%	300万円以下 10%	330万円以下 10%	195万円以下 5%
	30万円超 12%	60万円超 12%	300万円超 20%	330万円超 20%	195万円超 10%
	60万円超 14%	120万円超 14%	600万円超 30%	900万円超 30%	330万円超 20%
	90万円超 16%	180万円超 16%	1000万円超 40%	1800万円超 37%	695万円超 23%
	120万円超 18%	240万円超 18%	2000万円超 50%		900万円超 33%
	150万円超 21%	300万円超 21%			1800万円超 40%
	200万円超 24%	400万円超 24%			
	250万円超 27%	500万円超 27%			
	300万円超 30%	600万円超 30%			
	350万円超 34%	700万円超 34%			
	400万円超 38%	800万円超 38%			
	500万円超 42%	1000万円超 42%			
	600万円超 46%	1200万円超 46%			
	800万円超 50%	1500万円超 50%			
	1000万円超 55%	2000万円超 55%			
	2000万円超 60%	3000万円超 60%			
	4000万円超 65%	4000万円超 65%			
	6000万円超 70%	6000万円超 70%			
	8000万円超 75%	8000万円超 75%			
住民税所得控除					
基礎控除	13万円	22万円	30万円	33万円	33万円
配偶者控除	11万円	22万円	30万円	33万円	33万円
配偶者特別控除	なし	なし	30万円	33万円	33万円
扶養控除	8万円	22万円	30万円	33万円	33万円
住民税所得割（道府県）					
	150万円以下 2%	150万円以下 2%	500万円以下 2%	700万円以下 2%	一律 4%
	150万円超 4%	150万円超 4%	500万円超 4%	700万円超 3%	
住民税所得割（市町村）					
	15万円以下 2%	30万円以下 2%	120万円以下 3%	200万円以下 3%	一律 6%
	15万円超 3%	30万円超 3%	120万円超 8%	200万円超 8%	
	40万円超 4%	45万円超 4%	500万円超 11%	700万円超 10%	
	70万円超 5%	70万円超 5%			
	100万円超 6%	100万円超 6%			
	150万円超 7%	130万円超 7%			
	250万円超 8%	230万円超 8%			
	400万円超 9%	370万円超 9%			
	600万円超 10%	570万円超 10%			
	1000万円超 11%	950万円超 11%			
	2000万円超 12%	1900万円超 12%			
	3000万円超 13%	2900万円超 13%			
	5000万円超 14%	4900万円超 14%			
住民税均等割（道府県）					
	100円	500円	700円	1000円	1000円
住民税均等割（市町村）					
人口50万以上の市	600円	2000円	2500円	3000円	3000円
人口5万～50万の市	400円	1500円	2000円	2500円	3000円
その他の市町村	200円	1000円	1500円	2000円	3000円

注：子ども手当の創設にともない、扶養控除は2011年度から廃止予定。住民税は標準税率。

このような所得税の税率構造の簡素化・最高税率の引下げは国際的な潮流に沿ったものでもあった(石 2008: 14 章)。その背景には、石油危機後の経済成長率の鈍化と、政府規模の拡大傾向の見直しがあり、そのため、税制改革の一般的な傾向は、(1)税制改革の基本理念として課税の公平・中立・簡素の原則を重視する、(2)税収中立のもとで所得税・法人税から一般間接税へウェイトを移す、といったものだった。所得税については、高すぎる限界税率が経済行動を歪め、経済を不活発にし、経済の地下経済化を助長しているという認識のもとで、最高税率の引下げ・ブラケット数の縮減が進められた。表 2 は、各国の税率構造を 75 年から 10 年おきに示している。ドイツを除く 4 カ国では、85 年から 95 年のあいだに最高税率が引き下げられ、ブラケット数が減少していることが見てとれる。表 2 にない国では、カナダ・デンマークで 3 段階へ、スウェーデン・オーストラリア・オランダで 4 段階へと、税率構造のフラット化が進行した。

2 制度改正：90 年代以降

90 年代初頭にバブル経済が崩壊し、累次の経済対策の一環として減税が実施された。93 年の政府税制調査会「今後の税制のあり方についての

答申」は、世代・ライフサイクルを通じた税負担の平準化、国民一人ひとりの活力が十分発揮される税制、安心して暮らせる高齢化社会を構築するための安定的な税収構造という視点を示し、公正で活力ある高齢化社会を実現するための所得・消費・資産等の中でバランスの取れた税体系の構築を強調した。所得税については、税収に占めるウェイトの大きさ、働き盛り世代への負担の偏りの認識から、税率構造のさらなる累進緩和、最高税率の 50% 程度までの引下げが提言された。これに沿って、97 年の消費税率引上げに対応する所得税減税が 95 年から実施された。所得税の税率は変わらなかったものの、税率区分が変更され、最高税率 (50%) の適用は課税所得 2000 万円超から 3000 万円超へ引き上げられた。同時に、人的控除・給与所得控除が拡充され、特別減税が実施された。

経済の低迷が続くなかで、98 年 8 月に小渕総理は所信表明演説で個人所得課税について「国民の意欲を引き出せるような税制」を目指すとし、所得税と住民税を合わせた最高税率を 50% に引き下げる等して、「恒久的な減税」を行う、と述べた。政府税制調査会も最高税率が「65% と諸外国に比べて高い水準」と指摘し、その引下げは抜本的改革の一部をなすとした。この方針は 99 年

表 2 所得税 (国税) の税率構造の推移

		1975	1985	1995	2005
日本	最低税率	10	11	10	10
	最高税率	75	70	50	37
	ブラケット数	(19)	(15)	(5)	(4)
アメリカ	最低税率	14	11	15	10
	最高税率	70	50	40	35
	ブラケット数	(25)	(14)	(5)	(6)
イギリス	最低税率	33	30	20	10
	最高税率	83	60	40	40
	ブラケット数	(10)	(6)	(3)	(3)
ドイツ	最低税率	22	22	19	15
	最高税率	56	56	53	42
フランス	最低税率	5	5	12	7
	最高税率	60	65	57	48
	ブラケット数	(12)	(13)	(6)	(6)

注：税率は小数第一位を四捨五入。ドイツは方程式による累進課税のため段階数を示していない。

出所：『財政金融統計年報』各年版、『図説日本の財政平成 20 年版』255 ページより作成。

度改正で実現し、最高税率は所得税について50%から37%に、市町村住民税について12%から10%に引き下げられた。この結果、3%になっていた道府県住民税と合わせて、国税と地方税を合わせた最高税率は50%まで引き下げられた。また、所得税のブラケット数は5から4に減少した。

2007年に税源移譲の一環として、住民税率が道府県4%、市町村6%に一本化された。国税と地方税を合わせた所得税額を変化させないために、これにともなって所得税の最高税率は40%、ブラケット数は6とされた。また、98年から実施されていた定率減税は07年に廃止されている。

このように、90年代以降も所得税の税率構造のフラット化・最高税率の引下げが進められた。この方針は、政府税制調査会の「公平・中立・簡素」という方針に従い、勤労世代の意欲の維持・向上を狙ったものとされてきた。しかし、この流れはひとまず落ち着いたように思われる。07年には政府税制調査会は「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」のなかで、所得税の納税者の大部分に5%または10%という低税率が適用されることを指摘し、税率やブラケット幅についても所得再分配機能からの見直し・検討を提言している。勤労意欲や経済活力の観点から最高税率の引下げを提言してきた経団連も、04年以降は税制に関する提言のなかで最高税率には言及していないし、逆に連合は最高税率の45%への引上げ、所得税の再分配機能の強化を主張している。

3 限界税率の変化

これまで述べてきたような税制の変化によって、労働者が直面する所得税はどのように変化してきたのだろうか。図1は、その変化を捉えるために、所得のない配偶者と2人の扶養家族（うち1人は特定扶養親族）をもつ世帯の平均税率と限界税率を65年から09年まで試算したものである¹⁾。試算に際しては、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定扶養控除・給与所得控除・社会保険料控除、94~96年・98~06年の特別減税・定率減税を考慮しているが、社会保険料は税とみなしておらず、消費税も考慮していな

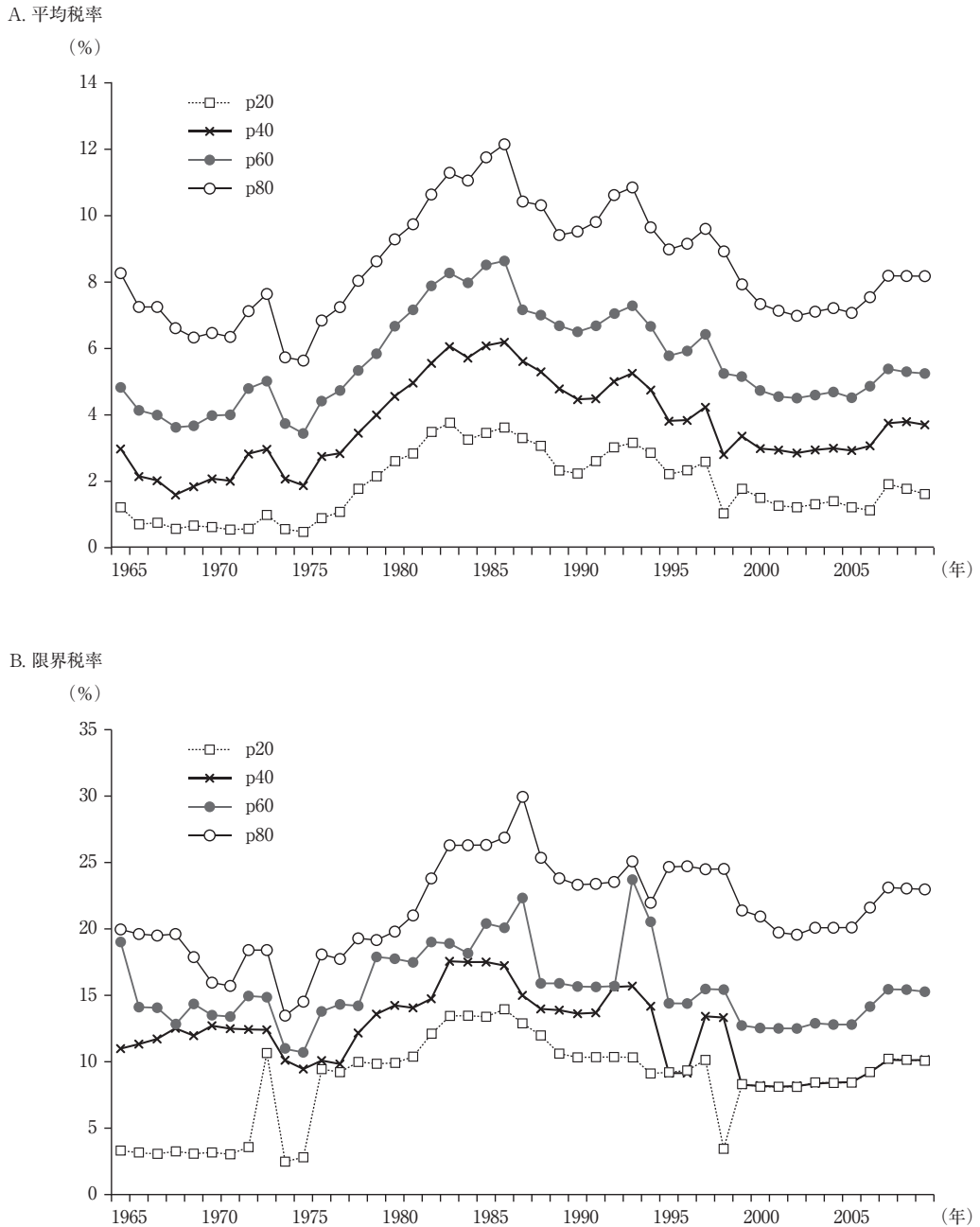
い。したがって、税率は所得税と住民税を合わせたものである。限界税率は、給与を1円増加させたときの税額の変化率で計算した²⁾。4つの線はそれぞれ、『家計調査』から得られる勤労者世帯の世帯年収の5分位点の給与水準に対応している³⁾。限界税率はブラケットごとに非連続的に変化するため、パネルBに示した限界税率は、パネルAに示した平均税率ほど滑らかな動きにはならない。

まず、現在の税率について確認しておこう。平均税率は、下位第1五分位（給与収入433万円）で1.6%、上位第1五分位（同942万円）で8.2%であり、大半の労働者の平均税率が10%以下であることがわかる。限界税率は下位第1五分位で10.0%、上位第1五分位で23.0%である。上位第1五分位が直面している税率表上の税率は所得税20%、住民税10%の計30%であり、給与所得控除と社会保険料控除が7%ポイントだけ限界税率を引き下げていることになる。

時系列に沿って税率の変化を見てみよう。74・75年に実施された給与所得控除の拡充をとまなう減税によって税率が下落したあと、人的控除の拡充はあったものの、平均税率・限界税率ともに80年代半ばまで上昇を続けている。これは、給与水準が増加したために適用される税率が上昇した（ブラケット・クリープ⁴⁾）ためと考えられる。平均税率のピークは86年、限界税率のピークはおおむね87年に訪れている。中曽根-竹下税制改革の行われた87~89年に平均税率・限界税率ともに減少している。もっとも、この時期の税制改革で税率表の限界税率が最も減少したのは課税所得200万円超の個人であり、そのような個人は、Moriguchi (2010) が指摘するように、上位0.1%にしか含まれていないと思われる。

90年代には各5分位点の所得の上昇に合わせて平均税率が上昇しているが、限界税率はそれほど変化していない。これは、ブラケットの簡素化によって、給与が増加しても適用される税率がそれほど変化しないことを反映している。98年の減税は所得下位層の税率引下げに大きく寄与している。98年から06年までの定率減税は減税額に上限があったにもかかわらず、図で示したすべて

図1 平均税率・限界税率の推移



注：各年の『家計調査』から5分位点を取り、その年間収入を1人の給与収入とみなして、所得のない配偶者と2人の扶養家族のいる世帯に適用される税制を用いて試算したもの。社会保険料控除は考慮しているが、社会保険料は税とみなしていない。限界税率は給与所得を1円増やしたときの国税・住民税額の増加率で計算した。

の平均・限界税率を低下させることに寄与している。定率減税が廃止された07年には税率はほぼ減税前の水準に戻っている。限界税率では、下位

第1五分位と第2五分位の限界税率が等しくなっており、税率のフラット化が進んだことが見てとれる。

Ⅲ 労働供給への影響

前節でみたように、個人所得課税（所得税・個人住民税）については、勤労意欲や経済活力の観点から累次の累進緩和が行われてきた。労働所得税は実際に勤労意欲を阻害しているのだろうか。

1 基本モデル

「勤労意欲や経済活力への影響」が意味するところも必ずしも明らかではない（Bessho and Hayashi 2005）し、どのように顕現するかは明らかではないが、労働所得税の効果はまずは労働供給量に現れると思われる。

基準財と余暇の消費から効用を得る労働者の標準的な静学的最適化問題を考えよう。この労働者が累進所得税に直面しているとき、その予算制約は、横軸に余暇、縦軸に消費をとると、図2のように表現できる。日本の累進所得税制のもとでは、個人の直面する税引後限界賃金率は非連続的に変化するから、予算制約線は折れ線 ABCD のような形状となる⁵⁾。予算制約線がこのように線形屈曲しているとき、税引後所得は税引後限界賃金率と労働時間の積には一般には一致しない。た

とえば余暇－消費選択が線分 BC 上で行われているとき、税引後限界賃金率と労働時間の積は税引後所得よりも少なく、その差は、図2の TF で表現される。ここで点 F は、線分 BC を延長した直線と右軸との交点である。税引後限界賃金率を w 、労働時間を h 、基準財消費を x とすると、予算制約は

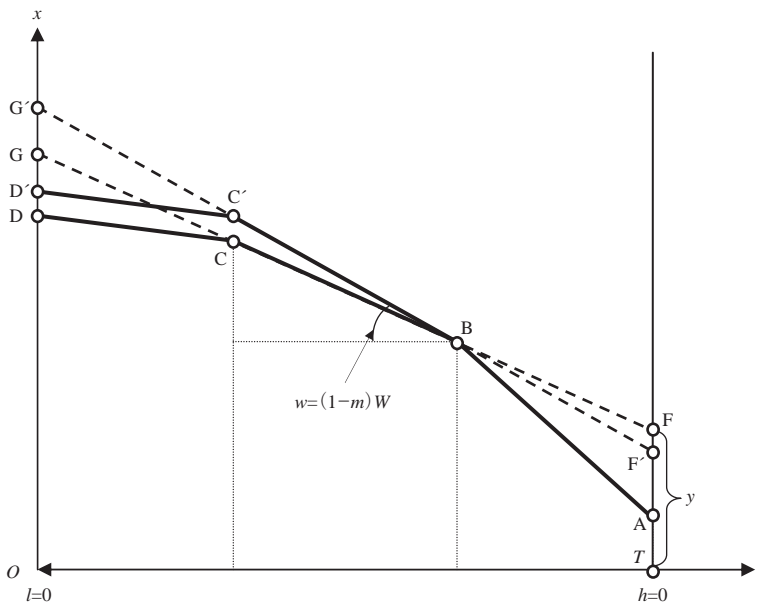
$$x = wh + y$$

と表される。 y は図2の TF に対応しており、実効所得（virtual income）と呼ばれる。

最適点が線分 BC 上にあると分かっているとき、累進所得税制下での最適な余暇－消費選択は、線分 BC を延長した線分 FG を予算制約線とするときの最適な選択と一致する。それゆえ、労働供給関数は、税引後限界賃金率 w と実効所得 y の関数として表現できる。注意すべきは、限界賃金率 w も実効所得 y も税引前賃金に依存し、したがって労働供給 h そのものに依存してしまう点である。

さて、税制改正によって区間 BC に対応する所得ブラケットのみ限界税率が引き下げられたとしよう。このとき、区間 BC でのみ税引後限界賃金率が上昇するから、新しい予算制約線は ABC'D' の

図2 累進所得税制下での余暇－消費選択



となる。このとき、改正前の余暇－消費の組み合わせの選択が線分 BC 上にあれば、個人の直面する税引後限界賃金率とともに実効所得も変化する ($TF \rightarrow TF'$)。限界賃金率の変化がもたらす代替効果が、実効所得の変化からも発生する所得効果を上回れば、この改正によって労働供給は増加する。

80年代以降の税率の引下げが見込んだ「勤労意欲の維持・向上」は、税引後限界賃金率の変化がもたらす代替効果による労働供給の増加と解釈できよう。また、税制変更の効果の評価は、労働供給の賃金弾力性の大きさの評価に帰着する。

2 いくつかの変化の方向

基本モデルでは静学的な枠組みを設定し、限界賃金率の変化による代替効果⁶⁾と所得効果に注目している。しかし、税制変更は他の経路を通じて労働供給行動に影響する可能性がある。

第1に、基本モデルでは動学的な意思決定を考慮していない。税引後所得が消費に等しいとされるから、貯蓄はなく、近視眼的な (myopic) 行動が仮定されている。動学的な最適化行動に基づく労働供給の分析にも多くの蓄積がある (e. g. MaCurdy 1981; Ziliak and Kniesner 1999)。動学的な設定では、税制変更が一時的なものか恒久的なものか等によって労働供給量の動きが異なるので、いくつかの弾力性を定義することができる (e. g. Blundell and MaCurdy 1999; 黒田・山本 2007)。動学モデルでも静学モデルと同様の Hicks, Marshall の弾力性が定義されるが、ある時点の資産の限界効用を一定としたときの税引後賃金率に対する労働供給の弾力性の値は Frisch 弾力値と呼ばれ、マクロ経済学で用いられる動学的一般均衡モデルとの整合性が高いとされる。動学的設定では、人的資本への投資も考慮することができる (Keane 2010; Imai and Keane 2004) が、人的資本への投資は将来時点での税引前賃金率を変化させる効果も持つ。

「サービス残業」の存在は動学的な意思決定の重要性を示唆している (高橋 2005; Pannenberg 2005)。サービス残業が行われているとき、その時点での限界賃金率はゼロであり、労働が不効用をもたらすかぎり、労働者は限界的に労働供給を減らすは

ずだからである。

第2に、基本モデルは単一の主体の意思決定を前提としており、世帯内資源配分の問題を捨象している。世帯構成員がなんらかの目的関数を集合的に最大化しているのか、交渉や取引をしているのか、世帯の資源配分過程についての合意は形成されていないように思われる。日本においては有配偶女性の労働供給行動への税制の影響が多く分析されており (e. g. Abe 2009)、しばしば配偶者の所得や労働供給行動は外生的と捉えられてきたが、そのような仮定は適切であるとは限らない。

第3に、労働供給の変化は、その時間のみに発現するとされており、時間当たりの努力や職種の選択は捨象されている。職業選択は人的資本への投資行動とも関連しているかもしれない。

第4に、消費者は税制を完全に知悉しており、財政錯覚 (fiscal illusion) に陥っていない、すなわち、個人は税制をすべて考慮したうえで最適化行動をとっていると仮定されている。Gemmell, Morrissey and Pinar (2004) は、イギリスについて家計が自らの税負担を過大評価している可能性を指摘している。日本では、被雇用者が直面する所得税制は複雑で、源泉徴収制度も浸透しているからこの仮定は妥当ではないかもしれない。

第5に、税制は完全に執行され、脱税や節税行動はないとされている⁷⁾。2008年度の国税庁による脱税の告発件数は153件であり、08年度末の所得税の滞納額は1兆179億円 (期首滞納額と新規発生滞納の合計) であるが、日本の被雇用者については源泉徴収制度が普及しているので、問題は小さいかもしれない。

第6に、基本モデルは個人の主体的な選択のみを考慮しており、税引前賃金率は固定されていると仮定している。税制変更によって労働供給量に変化すれば、労働市場で決定される税引前賃金率は変化するだろう。労働組合など、労働市場に累進労働所得税以外の歪みが存在していれば、税制変更の影響は増幅されたり相殺されたりする可能性がある。賃金率が変化すれば生産要素の代替が発生するかもしれないし、税収の変化を通じて公共財供給などの公的支出が変化し個人の行動も変化するかもしれない (Conway 1997; 別所・林 2010)。

周囲からの影響 (peer effect や rat race)⁸⁾ も除外されている。

第7に、労働者は自分にとって最適な労働供給量を自由に選択でき、分析者はその最適な労働供給量を観測できると仮定されている。しかしたとえば、07年の『就業構造基本調査』によると、継続就業を希望する正規の職員・従業員の24.7%は労働時間を減らしたいと感じており、最適でない労働時間で働いている労働者は存在する可能性が高い。

最後に、労働者にとって最適な労働供給量は、税引前賃金率に対して連続的に変化する(労働供給関数が連続である)と仮定されている。しかし、観測される労働時間の分布は、とくにゼロ近傍で、必ずしも連続ではないように思われる。そこで、税引後賃金率の変化への反応を、労働市場への参加の選択と労働時間の選択に分割して考えるほうがもっともらしい。前者の選択を extensive margin、後者の選択を intensive margin と呼ぶ。

3 これまでの実証研究

基本モデルが捨象した点を取り込んだ分析も数多く行われてきている。ここでは、基本モデルにもとづいた労働供給の弾力性の推定手法をいくつか簡単に採り上げたい。労働供給の賃金弾力性は、税制が労働供給に与える効果を検討する重要な係数だからである。税制と労働供給についてのより広範な実証研究のサーベイとしては、Pencavel (1986), Blundell and MaCurdy (1999), Evers, de Mooij and van Vuuren (2008), Meghir and Phillips (2010), Keane (2010)などを参照されたい。

(1) 累進税制に起因する推定上の問題点

基本モデルでは予算制約線は線形屈曲となるが、選ばれた最適点に対応する税引後賃金所得と実効所得に注目すれば、予算制約線が直線である場合と同様に考えることができる。個人 i が最適点で直面している税引後賃金率を w_i 、実効所得を y_i とすれば、選ばれた労働 h_i と消費 x_i は、効用最大化問題

$$\max u = u(x_i, T - h_i) \text{ subject to } x_i = w_i h_i + y_i$$

の解とみなすことができる。線形の労働供給関数を想定すると、労働供給の弾力性の推定は、労働者属性 Z_i を考慮した式

$$h_i = \alpha w_i + \beta y_i + Z_i \gamma + v_i$$

の推定の問題に帰着する。

この式を通常最小2乗法 (OLS) によって推定しても一致推定量を得ることはできない。というのも、累進所得税制のもとでは、観測される税引後賃金率 w_i と実効所得 y_i は労働時間 h_i に依存し、内生変数となるからである。また、観測される税引後賃金率や労働供給量には、複雑な税制やデータの制約から、しばしば大きな測定誤差が伴う。あるいは、労働者の選好が変数 Z_i では完全に表現されないことから省略変数バイアスが発生しやすい。さらに、少なくとも原理的にはすべての納税者には同一時点で同一の税制が適用されることから、横断面データでは異なる税制に直面する個人は存在せず、税制の違いを識別できない。これらの問題点について、いくつかの解決法が提示されてきた⁹⁾。

(2) 操作変数法

説明変数に内生性があるとき OLS 推定量が一致性を持たないときの標準的な解決法は操作変数法の利用である。この手法は古くから用いられている (e. g., Rosen 1976) が、税引後賃金率と実効所得は税引前賃金率と労働時間によって決まっているから、これらと相関を持ちつつ (relevant)、労働者の観測されない選好を含む誤差項と相関しない (exogenous) 操作変数を見つけるのは容易ではない。操作変数法は、後述する課税所得の弾力性の推定では多く用いられている。

(3) Hausman 流の構造推定

操作変数法では適切な操作変数を用意するのが必ずしも容易でないこと、線形屈曲した予算制約の屈曲点の扱いが難しいことから、70年代後半から効用関数の形状を仮定し、そのパラメタを最尤法で推定する方法が利用されてきた (e. g., Burtless

and Hausman 1978, Hausman 1985)¹⁰⁾。いま、直接効用関数を

$$\max u(x_i, h_i) = \frac{1}{\beta} \left(h_i - \frac{\alpha}{\beta} \right) \exp \left[-1 + \frac{\beta (x_i + Z_i \gamma / \beta - \alpha / \beta^2)}{h_i - \alpha / \beta} \right]$$

とおき、誤差項を足すと前述の線形の労働供給関数を得る。所得税制度から得られる線形屈曲した予算制約式を考慮すると、累進税制のもとでの労働供給関数を計算できる。誤差項が独立に正規分布に従うと仮定すると尤度関数を構成できるから、最尤推定によって効用関数の構造パラメタを直接に得ることができる¹¹⁾。この方法は線形屈曲した予算制約が凸性を満たさない場合や、intensive margin と extensive margin を区別する場合にも拡張された¹²⁾。

(4) 離散選択型の構造推定

予算制約が非凸であるときに計算が複雑になってしまう Hausman 流の構造推定の限界を回避し、計算が比較的容易な手法として、離散選択型の構造推定が提案され (van Soest 1995)、90 年代後半から活発に利用されている (Creedy and Kalb 2005)。この手法は、労働時間の決定を、外生的に決められたいくつかの労働時間の選択肢からの選択とみなす。Hausman 流の構造推定と比べると、誤差項に特定の仮定をおけばよく知られた多項ロジットモデルとして推定できること、労働参加の固定費用の存在と予算制約の非凸性に対処しやすいことが利点である。給付付き税額控除のような制度のもとでは労働者の直面する予算制約集合は非凸になるから、それらの制度の分析にも用いられる (e. g., Blundell *et al.* 2000; Blundell *et al.* 2009)。また、共働きのような世帯の労働供給の意思決定への拡張も容易である。

(5) 準実験

Hausman 流のものにせよ離散選択型にせよ、構造推定は効用関数や労働供給関数の関数形や誤差項の分布形を仮定する必要がある。そのような仮定の必要性を回避し、準実験 (自然実験) の手

法を用いた労働供給の弾力性の測定も行われてきた。税制改正は、行動変化を考慮しなければ、適用される税制が変化しない個人と、変化する個人を生み出すことがある。この制度変更を「外生的な」ショックとみなすことができれば、労働供給の弾力性を推定することができる (Blundell, Duncan and Meghir 1998, Eissa and Liebman 1996)。

(6) 推定結果の傾向

さまざまな手法を用いて労働供給の賃金弾力性が計測されてきたが、少なくとも静学的な設定での非補償弾力性の大きさには、ある程度の合意が見られる。すなわち、働き盛りの男性についてはその値は極めて小さく、これに対して女性や高齢者については比較的高い。たとえば、Evers, de Mooij and van Vuuren (2008) は 30 の論文¹³⁾ から 209 個の非補償弾力性の値を取り上げ、男性について平均値 0.07 (中間値 0.08)、女性について 0.43 (中間値 0.26) という値を求めている。Meghir and Phillips (2010) は男性については所得効果も補償弾力性もともに小さいとしている。

就労している個人の時間調整 (intensive margin) の弾力性に比べて、労働参加の決定 (extensive margin) の弾力性のほうが大きい (e. g., Heckman 1993) という点についても、合意が見られると思われる。たとえば、Triest (1990) は労働参加をしていない観測値を除外したサンプルでは、非補償弾力性がかなり小さく推定される (約 0.9 → 0.3 弱) ことを報告している。また、Eissa and Liebman (1996) は、EITC の拡大が女性の労働参加を促進しているものの、労働時間に対する影響は統計的には確認できないとしている。

Intensive margin と extensive margin の違いが重視されている理由のひとつは、この違いが家計への税や補助金の厚生評価に大きく影響するためである (e. g., Saez 2002, Kleven and Kreiner 2006)。Extensive margin のほうが intensive margin よりも弾力性が大きければ、それだけ厚生への影響も大きくなるが、Eissa, Kleven and Kreiner (2008) が指摘しているように、弾力性の値そのものに差がなくても、厚生に与える効果に大きな差をもたらす可能性がある。

(7) 日本の実証分析

ここまではおもに海外の先行研究を概観してきたが、ここで日本の実証研究について簡単に述べておこう。Bessho and Hayashi (2005) や Hayashi (2009) が指摘しているように、日本においても労働供給行動の実証分析は数多く行われてきたが、欧米と比較すると2つの特徴を指摘することができる。

第1は、労働力の中核をなす働き盛り男性 (prime age males) に関する賃金弾力性の実証分析が少ないことである。とくに個票を用いた推定は、島田・酒井 (1980), Bessho and Hayashi (2005) 等を除けば、2000年代後半まで皆無だったといってよい。大竹・竹中・安井 (2007) は仮想質問を用いてマーシャルの弾力性を計測し、 -0.05 という値を得ている。Frisch 弾性値の推定を主な目的としている黒田・山本 (2007) は、都道府県別の集計データを用い、副産物として男女を合わせた非補償弾力性を $0.47\sim 0.63$ と推定している。彼らは intensive margin を $0.01\sim 0.11$ と推定しており、extensive margin の相対的な大きさを確認している。表3は『就業構造基本調査』の個票データを用いて離散選択型の構造推定を行った結果を示している (別所 2010)。両方の margin を合わせた労働供給の非補償弾力性は、男性で 0.079 、女性で 0.342 と、先行研究とほぼ整合的な小さな値を示しており、単身者全体・男性のみ・女性のみいずれのケースでも、extensive margin が無視できない大きさになっていることが見てとれる。

日本において働き盛り男性に関して本格的な分析が行われていないのは、労働者は企業側から指定された賃金と労働時間のセットを受諾もしくは拒否するという「指定時間モデル」とよばれる見

方が支配的であり、「労働時間決定の制度的要因を考慮した (小倉 1996)」分析が多かったからかもしれない。もっとも、企業と労働者の間の長期的関係のために観測される賃金率と実質的な賃金率 (shadow price) に乖離が発生することは海外においても指摘されている (Kimball and Shapiro 2003)。しかし本稿の基本モデルも必ずしも指定時間モデルと矛盾しない (Blundell and MaCurdy 1999)。労働者が、複数の雇用者がオファーする賃金と労働時間の異なった組み合わせから、特定の組み合わせを選択する問題として捉えればよいからである。

第2の特徴は、課税による厚生効果の判断には賃金弾力性や所得効果の値が決定的な役割を果たすにもかかわらず、最近の極く少数の研究を例外として税制が予算制約に与える効果が適切に考慮されていないことである。賃金率として税引前賃金率がしばしば用いられてきたし、実証研究である Akabayashi (2006), 内藤 (2003), Bessho and Hayashi (2005) を例外として、累進課税構造から必然的に含意される実効所得も利用されていない。税引前賃金率から得られた「賃金弾力性」は租税構造が一定という前提のもとでのみ意味をもつから、そのようなパラメータを用いては租税構造を変更する政策変更を分析できない。

(8) 税収の弾力性の計測

税制の厚生評価の観点から90年代以降進められている分析として、課税所得の弾力性、すなわちの税引後率 ($1-\tau$, net-of-tax rate) に対する課税所得 z の弾力性 ($((1-\tau)/z)/(\partial z/\partial (1-\tau))$) 測定がある。労働所得税の変更はさまざまな経路で労働者の行動に影響する可能性があり、労働供給の賃金弾力性はその一面しか捉えることができない。一方、労働時間の変化・労働強度の変化・転職・節税・脱税といった行動変化は、つまるところ課税所得に反映される¹⁴⁾と考えられる (Saez, Slemrod and Giertz 2010)。そこで、税制変更前後のパネルデータ¹⁵⁾や繰返し横断面データへの操作変数法の適用のほか、高所得者層の所得シェアの分析が進められてきた。

表3 労働供給の弾力性

	全体	男性	女性
全体	0.189	0.079	0.342
Intensive margin	0.140	0.077	0.193
Extensive margin	0.050	0.010	0.144

注: 「全体」はサンプル全体での期待労働時間の、「intensive margin」は労働時間が正値であるという条件付きでの期待労働時間の、「extensive margin」は就労確率の、税引前賃金率が1%上昇したときのそれぞれの変化率。

初期の研究は課税所得の弾力性を1以上と推定した(e. g., Feldstein 1995)が, Saez, Slemrod and Giertz (2010)はこれまでの分析をサーベイして, 課税所得の弾力性は低~中所得者層ではゼロに近く, 高所得者層でやや大きい値となるとし, 0.12~0.4程度という値を挙げている¹⁶⁾。

日本についてもいくつかの実証分析が行われている。内閣府政策統括官(2001)は『国民生活基礎調査』の個票を用いて0.074, 税務統計を用いた八塩(2005)はトレンドを含めた推定で0.053, 『全国消費実態調査』を用いた北村・宮崎(2010)は0.18程度と小さな値を報告している。税務統計を用いたMoriguchi(2010)は線形トレンドを含めた推定で上位1%について0.43と比較的大きな値を示している。國枝(2010)が指摘するように, 日本の場合, 給与所得については租税回避の手段は極めて限られており, 寄付金等によって課税所得を操作する余地のあるアメリカに比べて, 課税所得の弾力性が小さく推定される可能性は高い。小さな課税所得の弾力性は, 労働強度や転職を含めても, 労働供給の弾力性が小さいことを示唆しているのかもしれない。

IV おわりに

本稿では, 1970年代半ば以降の日本の労働所得税制度の変化と, 累進所得税制下での労働供給に対する税制の効果の検証についての実証研究について概観した。また, 単身者について労働供給の非補償弾力性の推定値を示した。70年代以降, 2000年代前半まで累次の累進緩和が行われており, 高所得者層に対する限界税率は引き下げられてきた。そのような改正は勤労意欲・事業意欲を阻害しない観点から正当化されてきたが, 欧米とは対照的に, 税制が労働供給に与える効果についての日本の実証分析は必ずしも多くはないと思われる。本稿で推定された労働供給の非補償弾力性の値は男性で0.079, 女性で0.342であり, 海外の既存研究と整合的である。税制の変化はさまざまな経路を通じて労働供給行動や税収に影響を与えると考えられており, それらの大きさについてはいまだに検証の余地がある。

謝辞 本稿の作成に当たっては, 一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター・独立行政法人統計センターから『就業構造基本調査』の匿名データの提供を受けている。また, 林正義先生(東京大学)からは, 本稿作成に至る過程でさまざまなコメントをいただいていた。通常の留意を以って深く感謝したい。

- 1) Moriguchi(2010)は同様の方法で高所得者層の限界税率を試算していると思われる。
- 2) 給与所得控除・社会保険料控除や定率減税があるので, 限界税率は所得税と住民税の税率表上の税率の和とは一致しない。
- 3) 勤労者や被雇用者の5分位点に対応しているわけではない。また, 世帯年収の5分位点を個人の給与収入とみなしていることに留意されたい。とはいえ, 個人の直面する税率の時系列的な動きを捉えることはできよう。
- 4) プラケット・クリープは, 本来は, 実質賃金に変化しないもとで名目賃金のみが上昇するときに, 適用される税率が上昇する現象を指す。
- 5) ドイツのように限界税率が連続的に変化するときには, 予算制約線は曲線となる。
- 6) 代替効果のみによる労働供給の賃金弾力性を補償弾力性あるいはHicksの弾力性と呼び, 所得効果をも含めた弾力性を非補償弾力性あるいはMarshallの弾力性と呼ぶ。
- 7) 基本モデルでは最適な選択は予算線の屈曲点となることが多くなる(bunching)はさすが, 雇用者についてはそのような現象は観測されない。これは節税行動のためかもしれない(Saez 2010)が, 最適化誤差等の他の要因かもしれない。
- 8) Rat raceについてはLanders, Rebitzer and Taylor(1996)などを参照。
- 9) ノンパラメトリックな分析も行われている(e. g., Blomquist and Newey 2002)。
- 10) この手法の解説とサーベイとして, Moffitt(1986, 1990), Triest(1998)も参照せよ。
- 11) Zabalza(1983)はCES型効用関数を仮定して, その構造パラメタを最尤法によって推定する手法を提案している。
- 12) MaCurdy, Green and Paarsch(1990)は, この構造推定が係数推定値に暗黙のうちにスルツキー条件を課している指摘し, 予算制約式を微分可能な式で近似して推定する手法を提案している。
- 13) 弾力性が計算されていて, かつ, 税引後賃金率の内生性への対処が試みられている論文に限られている。
- 14) 静学的な枠組みを前提とし, 外部性は考えていない。
- 15) パネルデータを用いた分析には平均回帰(mean reversion)に留意する必要がある。これは, 初期時点での高所得者はしばしば一時的であり, 税制変更後には高所得者でなくなってしまう傾向を指す。
- 16) Weber(2010)は, 誤差項の自己相関を考慮して適切な操作変数を選択すると, 弾力性は1.3程度になるとの結果を示している。

参考文献

- Abe, Yukiko (2009) "The effects of the 1.03 million yen ceiling in a dynamic labor supply model." *Contemporary Economic Policy* 27(2), pp.147-163.
- Akabayashi, Hideo (2006) "The labor supply of married women and spousal tax deduction in Japan: A structural estimation." *Review of Economics of the Household* 4,

- pp.349-378.
- Bessho, Shun-ichiro and Hayashi, Masayoshi (2005) "Economic studies of taxaton in Japan: The case of personal income taxes." *Journal of Asian Economics* 16, pp.956-972.
- Blomquist, Sören and Newey, Whitney (2002) "Nonparametric estimation with nonlinear budget sets." *Econometrica* 70, pp.2455-2480.
- Blundell, Richard, Duncan, Alan and Meghir, Costas (1998) "Estimating labor supply responses using tax reforms." *Econometrica* 66, pp.827-861.
- Blundell, Richard and MaCurdy, Thomas (1999) "Labor supply: A review of alternative approaches." Ashenfelter, O. and Card, D. (Eds.) *Handbook of Labor Economics* 3A.
- Blundell, Richard, Duncan, Alan, McCrae, Julian and Meghir, Costas (2000) "The labour market impact of the Working Families' Tax Credit." *Fiscal Studies* 21, pp.75-104.
- Blundell, Richard, Brewer, Mike, Haan, Peter and Shephard, Andrew (2009) "Optimal income taxation of lone mothers: An empirical comparison of the UK and Germany." *Economic Journal* 119, pp.F101-F121.
- Burtless, Gary and Hausman, Jerry H. (1978) "The effect of taxation on labor supply: Evaluating the Gary Negative Income Tax Experiment." *Journal of Political Economy* 86, pp.1103-1130.
- Conway, Karen Smith (1997) "Labor supply, taxes, and government spending: A microeconomic analysis." *Review of Economics and Statistics* 79, pp.50-67.
- Creedy, John and Kalb, Guyonne (2005) "Discrete hours labor supply modelling: Specification, estimation and simulation." *Journal of Economic Surveys* 19, pp.697-734.
- Eissa, Nada and Liebman, Jeffrey B. (1996) "Labor supply response to the Earned Income Tax Credit." *Quarterly Journal of Economics* 111, pp.605-637.
- Eissa, Nada, Kleven, Henrik Jacobsen and Kreiner, Claus Thustrup (2008) "Evaluation of four tax reforms in the United States: Labor supply and welfare effects for single mothers." *Journal of Public Economics* 92, pp.795-816.
- Evers, Michiel, De Mooij, Ruud and Van Vuuren, Daniel (2008) "The wage elasticity of labour supply: A synthesis of empirical estimates." *De Economist* 156, pp.25-43.
- Feldstein, Martin (1995) "The effects of marginal tax rates on taxable income: A panel study of the 1986 tax reform Act." *Journal of Political Economy* 103, pp.551-572.
- Gemmell, Norman, Morrissey Oliver and Pinar, Abuzer (2004) "Tax perceptions and preferences over tax structure in the United Kingdom." *Economic Journal* 114, pp.F117-F138.
- Hausman, Jerry A. (1985) "The econometrics of nonlinear budget sets." *Econometrica* 53, pp.1255-1282.
- Hayashi, Masayoshi (2009) "The tax system and labor supply: Regarding empirical analysis in Japan." *Japanese Economy* 36(1), pp.106-136.
- Heckman, James J. (1993) "What has been learned about labor supply in the past twenty years?" *American Economic Review* 83, pp.116-121.
- Imai, Susumu and Keane, Michael P. (2004) "Intertemporal labor supply and human capital accumulation." *International Economic Review* 45, pp.601-641.
- Keane, Michael P. (2010) "Labor supply and taxes: A survey." *School of Finance and Economics, University of Technology Sydney, Working Paper*, No.160.
- Kimball, Miles S. and Shapiro, Matthew D. (2003) "Labor Supply: Are the income and substitution effects both large or both small?" *mimeo*, University of Michigan.
- Kleven, Henrik, Jacobsen and Kreiner, Claus Thustrup (2006) "The marginal cost of public funds: Hours of work versus labor force participation." *Journal of Public Economics* 90, pp.1955-1973.
- Landers, Renee M., Rebitzer, James B. and Taylor, Lowell J. (1996) "Rat race redux: adverse selection in the determination of work hours in law firms." *American Economic Review* 86, pp.329-348.
- MaCurdy, Thomas, Green, David and Paarsch, Harry (1990) "Assessing empirical approaches for analyzing taxes and labor supply." *Journal of Human Resources* 25, pp.414-490.
- MaCurdy, Thomas E. (1981) "An empirical model of labor supply in a life-cycle setting." *Journal of Political Economy* 89, pp.1059-1085.
- Meghir, Costas and Phillips, David (2010) "Labor supply and taxes." Institute for Fiscal Studies (ed.) *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*.
- Moffitt, Robert (1986) "The econometrics of piecewise-linear budget constraints." *Journal of Business and Economic Statistics* 4, pp.317-328.
- (1990) "The econometrics of kinked budget constraints." *Journal of Economic Perspectives* 4, pp.119-139.
- Moriguchi, Chiaki (2010) "Top wage incomes in Japan, 1951-2005." *Journal of the Japanese and International Economies* 24, pp.301-333.
- Moriguchi, Chiaki and Saez, Emmanuel (2008) "The evolution of income concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from income tax statistics." *Review of Economics and Statistics* 90, pp.713-734.
- Pannenberg, Markus (2005) "Long-term effects of unpaid overtime evidence for West Germany." *Scottish Journal of Political Economy* 52, pp.177-193.
- Pencavel, John (1986) "Labor supply of men: A survey." Ashenfelter, O. and Layard, R. (Eds.), *Handbook of Labor Economics* 1, pp.3-102.
- Rosen, Harvey S. (1976) "Taxes in a labor supply model with Joint wage-hours Determination." *Econometrica* 44, pp.485-507.
- Saez, Emmanuel (2002) "Optimal income transfer programs: Intensive versus extensive labor supply responses." *Quarterly Journal of Economics* 117, pp.1039-1073.
- (2010) "Do taxpayers bunch at kink points?" *American Economic Journal: Economic Policy* 2, pp.180-212.
- Saez, Emmanuel, Slemrod, Joel B. and Giertz, Seth H. (2010) "The elasticity of taxable income with respect to marginal tax rates: A critical review." *NBER Working Paper*, p.15012.
- Triest, Robert K. (1990) "The effect of income taxation on labor supply in the United States." *Journal of Human Resources* 25, pp.491-516.
- (1998) "Econometric issues in estimating the behavioral response to taxation: A nontechnical introduction." *National Tax Journal* 51, pp.761-72.
- Van Soest, Arthur (1995) "Structural models of family labor

- supply: A discrete choice approach.” *Journal of Human Resources* 30, pp.63-88.
- Weber, Caroline (2010) “Obtaining a consistent estimate of the elasticity of taxable income using difference-in-differences.” presented at 66th Congress of the International Institute of Public Finance.
- Zabalza, Antoni (1983) “The CES utility function, non-linear budget constraints and labour supply: Results on female participation and hours.” *Economic Journal* 93, pp.312-330.
- Ziliak, James P. and Kniesner, Thomas J. (1999) “Estimating life cycle labor supply tax effects.” *Journal of Political Economy* 107, pp.326-359.
- 石弘光 (2008) 『現代税制改革史』東洋経済新報社。
- 大竹文雄・竹中雄二・安井健悟 (2007) 「労働供給の賃金弾力性 仮想的質問による推定」林文夫編『経済停滞の原因と制度』勁草書房, pp.303-324.
- 小倉一哉 (1996) 「労働時間に関する研究の系譜」『産業経営 (早稲田大学産業経営研究所)』22, pp.287-310.
- 北村行伸・宮崎毅 (2010) 『日本における課税所得の弾力性と最適所得税率——全国消費実態調査の個票データによる分析』Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series, 150.
- 國枝繁樹 (2010) 「新しい最適所得税理論と日本の所得税制——アップデート」日本経済学会秋季大会発表論文。
- 黒田祥子・山本勲 (2007) 「人々は賃金の変化に応じて労働供給をどの程度変えるのか？労働供給弾力性値の概念整理とわが国のデータを用いた推計」『金融研究』26(2), pp.1-40.
- 島田晴雄・酒井幸雄 (1980) 「労働力構造と就業行動の分析：個票による家計の就業行動の横断面分析」『経済分析』79, 1-87.
- 高橋陽子 (2005) 「ホワイトカラー『サービス残業』の経済学的背景——労働時間・報酬に関する暗黙の契約」『日本労働研究雑誌』No.536, pp.56-68.
- 内閣府政策統括官 (2001) 「1990年代における所得税制改正の効果について」『政策効果分析レポート』No.9.
- 内藤久裕 (2003) 「活力ある社会に向けて——労働所得課税と労働意欲」『金融調査研究会報告書』31, pp.55-68.
- 別所俊一郎 (2010) 「税負担と労働供給」未定稿。
- 別所俊一郎・林正義 (2010) 「公共支出は労働供給に影響するか」『経済政策ジャーナル』7(1), pp.19-32.
- 八塩裕之 (2005) 「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果」『一橋論叢』134(6), pp.1135-1158.

べっしょ・しゅんいちろう 一橋大学国際・公共政策大学院講師。最近の主な論文に「最適線形所得税の推計——MCFからの接近」『財政研究』第6巻, pp.149-169, 2010年。財政学専攻。